

社会福祉法人 白風会 理事、監事及び評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人白風会定款（以下「定款」という。）第8条及び21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の理事及び監事 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬別表1に定める額
- 2 非常勤の理事及び監事に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき5,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席につき3,000円とする。

(報酬等の支給の方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日
- 2 非常勤の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その日の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第7条 この規定の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附則

(施行期日)

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

役職名	報酬の額
理事 (常勤)	月額 300,000 円